

全Ｌ協保安２５第１号
平成２５年４月５日

正 会 員 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

「保安機関の認定及び液石法等に基づく経済産業大臣の処分に係る
審査基準等の一部改正」について（お知らせ）

標記につきましては、去る平成２４年１０月２４日付け全Ｌ協保安２４第５
６号において、経産省が意見募集を実施した旨をお知らせしたところです。

この度、別添のとおり平成２５年３月２９日付けで改正及び制定されました
ので、お知らせいたします。

なお、詳細は下記の経産省ホームページをご参照ください。

改正の概要

緊急時対応の要件として、保安機関が一般消費者等から寄せられる緊急連絡を受信する通信手段は固定電話が求められていましたが、今回の改正は、緊急時における一般消費者等からの連絡先を固定電話とした上で、自然災害等において固定電話が通じなくなった時に備えた補完的連絡先として携帯電話等の使用を許容することとし、通達及び審査基準の当該規定について改正を行った。

添付資料

別添 保安機関の認定について及び液石法等に基づく経済産業大臣の処分に係る
審査基準等の一部改正について

参考 保安機関の認定について及び液石法等に基づく経済産業大臣の処分に係る
審査基準等の新旧対照表・参照条文

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/03/250329-1.html

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/03/250329-2.html

以 上

発信手段：Ｅメール、担当：保安部 渡辺、篠島